

第3章 水道の概況

1 水道事業等の数と経営主体

令和2年度末時点の水道事業数は、水道用水供給が4事業、上水道が61事業（全国2位）、簡易水道が124事業（全国5位）となっています。

経営主体別には、公営水道事業者が81あり、75市町村と、長野県企業局や一部事務組合による6つの広域水道事業者があります。なお、佐久市及び坂城町は広域水道事業の給水区域となっているため、自ら水道事業を実施していません。この他に別荘地開発会社や住民組合等の民営水道事業者が54あります。

このような水道事業数の多さは、本県の地形的特徴から山間部の点在する集落ごとに水道事業が行われてきたためと考えられます。市町村合併や簡易水道統合計画の進捗により水道事業の統合が進められ、水道事業数は減少傾向でしたが、依然として小規模な水道事業が多く残っています。

なお、専用水道は、令和2年度末時点で69施設となっています。近年、災害時の断水回避や水道代削減のため、自己水源の開発を進める大口利用者が全国的に増加していることが指摘されており、本県においても専用水道数は増加傾向にあります。

表3-1 水道事業等数の推移

年度		S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	
水道事業	上水道	公営	66	65	65	65	65	65	63	61	60	59	55	
		民営	1	1	3	4	5	5	4	6	6	6	6	
		計	67	66	68	69	70	70	69	69	67	66	65	61
	簡易水道	公営	519	499	418	348	333	330	315	287	260	224	166	76
		民営	211	173	180	162	155	128	120	100	79	64	56	48
		計	730	672	598	510	488	458	435	387	339	288	222	124
合計		797	738	666	579	558	528	504	456	406	354	287	185	
用水供給		0	1	3	4	4	4	5	5	5	5	4	4	
専用水道		33	53	57	49	14	16	11	11	44	57	63	69	
合計		830	792	726	632	576	548	520	472	455	416	354	258	

注1) S40~R2は、各年度末時点の数値

出典) 水大気環境課「令和2年度長野県の水道」から集計

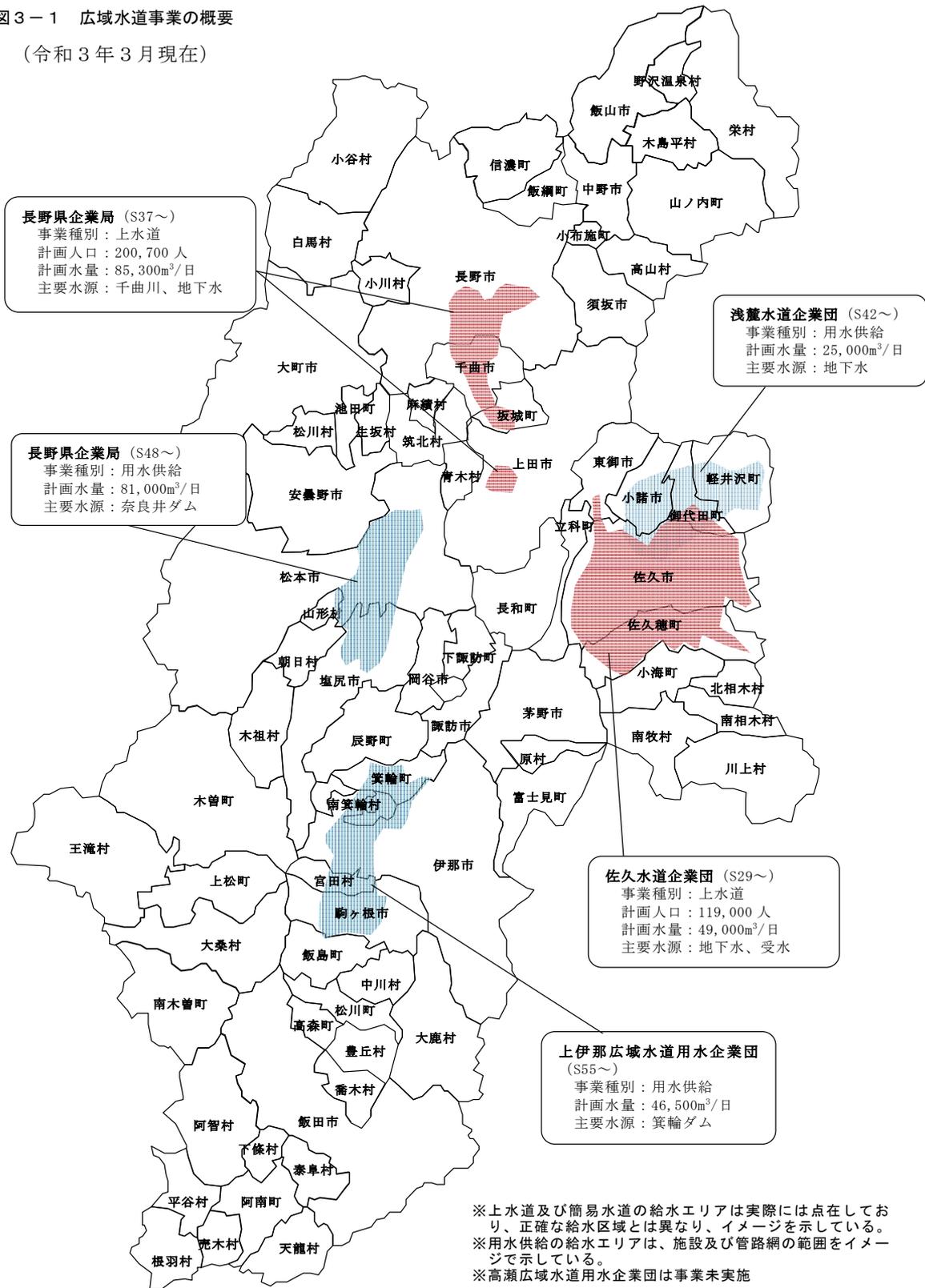
【参考】水道の区分と定義

水道法により、水道とは、「導管及びその他工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体」と定義され、規模や目的に応じて下表のとおり区分されています。

区分	定義
水道事業 (末端給水事業)	一般の需要に応じて、計画給水人口101人以上に水道水を供給する事業
上水道事業	水道事業のうち、計画給水人口が5,001人以上のもの
簡易水道事業	水道事業のうち、計画給水人口が101人以上5,000人以下のもの
水道用水供給事業	水道事業者に対してその用水(浄水)を供給する事業
専用水道	寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道で、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・101人以上にその居住に必要な水を供給するもの ・一日最大給水量が20m³を超えるもの

図3-1 広域水道事業の概要

(令和3年3月現在)



【参考】水道事業者数と水道事業数

本県の公営水道事業は、一つの経営主体（以下、「水道事業者」という。）で複数の水道事業を経営しているケースが多くなっています。

経営区分	公営（県、市町村、一部事務組合）				民営（住民組合、私企業）			計
	用水供給	上水道	簡易水道	小計	上水道	簡易水道	小計	
事業者数	4	51	44	81*	6	48	54	135
事業数	4	55	76	135				189

*上水道と簡易水道の両方を経営している18事業者を除いた実事業者数

(R3.3.31時点)

2 給水人口と水道普及率

令和2年度末時点の給水人口は2,002,610人で、水道普及率は99.0%となっています。事業種別には、上水道が1,918,018人(総人口の94.8%)、簡易水道が82,761人(同4.1%)、専用水道が1,831人(同0.1%)に給水しています。

給水人口は平成15年度の2,185,213人をピークに、以後総人口の減少に応じて減少傾向で推移しています。

図3-2 給水人口及び普及率の推移

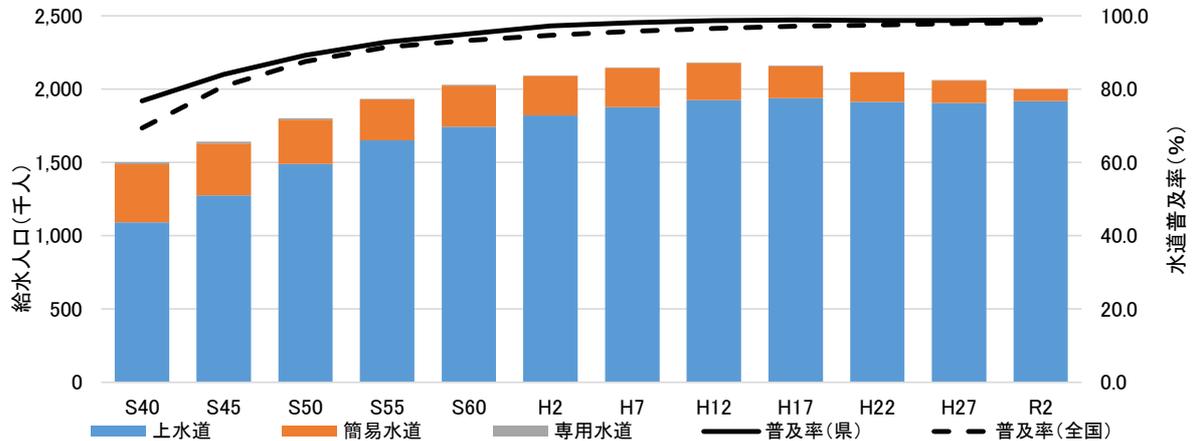


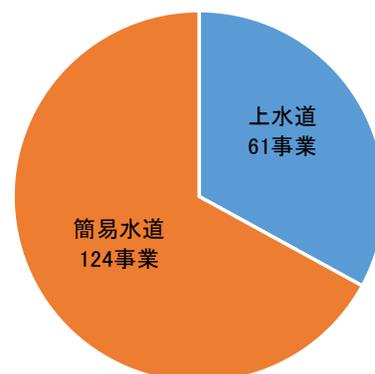
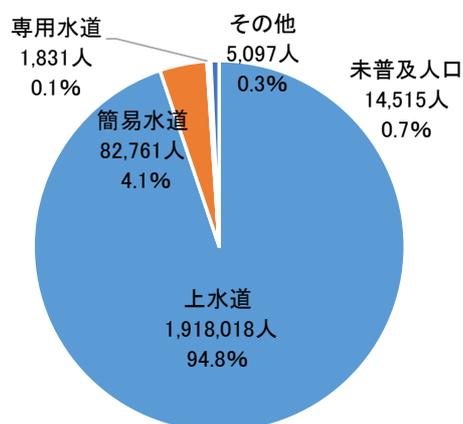
表3-2 給水人口及び普及率の推移

年度	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2		
総人口(人)	1,958,007	1,953,910	2,018,125	2,082,104	2,133,866	2,153,043	2,189,866	2,213,228	2,186,449	2,142,797	2,086,023	2,022,222		
給水人口(人)	上水道	公営						1,878,077	1,925,802	1,934,885	1,912,075	1,904,524	1,916,658	
		民営						590	719	821	1,019	1,123	1,360	
		計	1,090,405	1,274,832	1,490,168	1,651,264	1,743,878	1,820,828	1,878,667	1,926,521	1,935,706	1,913,094	1,905,647	1,918,018
	簡易水道	公営							249,690	240,375	206,258	195,139	147,932	76,595
		民営							17,118	13,124	9,074	6,765	6,103	6,166
		計	397,293	355,481	303,435	278,294	281,053	269,401	266,808	253,499	215,332	201,904	154,035	82,761
専用水道	15,116	11,506	8,743	5,094	5,401	4,485	3,622	3,319	4,929	2,588	2,081	1,831		
合計	1,502,814	1,641,819	1,802,346	1,934,652	2,030,332	2,094,714	2,149,097	2,183,339	2,155,967	2,117,586	2,061,763	2,002,610		
普及率(%)	長野県	76.8	84.0	89.3	92.9	95.1	97.3	98.1	98.6	98.6	98.8	98.8	99.0	
	全国	69.4	80.8	87.6	91.5	93.3	94.7	95.8	96.6	97.2	97.5	97.9	98.1	

注) H2以前は公営、民営別の給水人口は集計していない。

出典) 水大気環境課「長野県の水道」

図3-3 事業種別の給水人口と事業数



出典) 水大気環境課「令和2年度長野県の水道」

3 事業の運営体制

(1) 職員

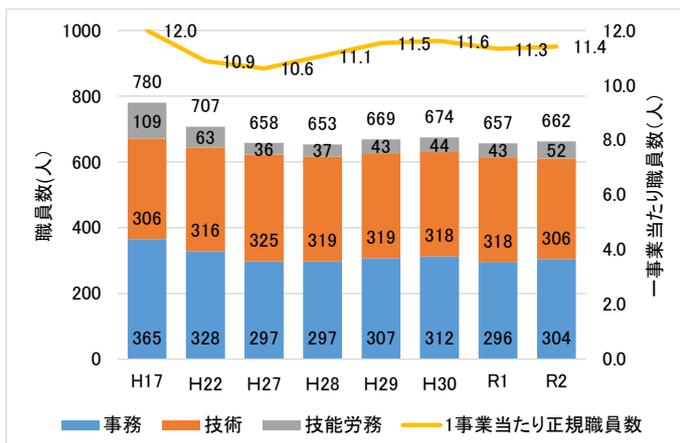
令和2年度末の用水供給及び公営上水道の正規職員は662人（1事業当たり11.4人）で、平成17年度末時点と比べて118人（△15.1%）減少しています。職種別には、事務及び技能労務職員が減少する一方、技術職員はほぼ横ばいとなっています。また、今後10年間で退職する50歳台の職員が195人（29.9%）を占めており、再任用などによる60歳以上の職員も50人（7.6%）を占めています。

これは、折からの行政職員の採用抑制に加え、市町村合併や水道事業の統合により、特に事務系職員を中心に合理化が進んだためと考えられます

公営簡易水道の職員数は、上水道との兼任者も含めて215人で、統合が進んだこと等により減少傾向にあります。1事業当たりでは2.8人で、こちらも減少傾向となっており、最小限の人員で事業を運営していると考えられます。

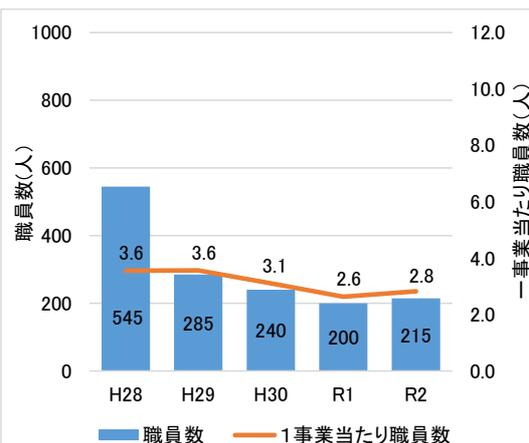
さらに、小規模町村においては水道業務だけでなく、下水道、環境、建設、住民福祉等の行政業務を併任しているケースもあり、技術職員がいない場合もあります。

図3-4 用水供給及び公営上水道の職員数の推移



出典) 公益社団法人日本水道協会「水道統計」から各年度集計

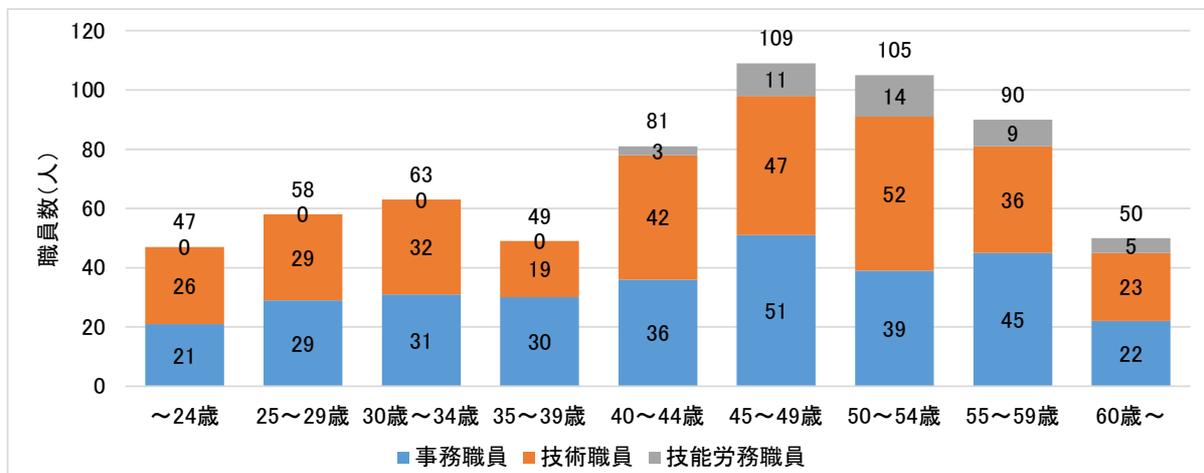
図3-5 公営簡易水道の職員数の推移



注) 上水道との兼任者を含む。

出典) 水大気環境課調査

図3-6 用水供給及び公営上水道の職員年齢構成（令和2年度）



注) 年齢構成について資料がない技能職員10名を除く

出典) 公益社団法人日本水道協会「令和2年度水道統計」から集計

(2) 業務の委託

ア 施設の運転・維持管理関係業務

従来型の個別業務委託により、主に浄水場の夜間の運転監視や、施設や設備の保守点検といった業務の委託が行われています。水道法第24条の3に基づく第三者委託は、令和4年度末現在、小諸市上水道事業、蓼科高原チェルトの森水道事業、菱野簡易水道事業及び大桑村簡易水道事業で実施されています。

イ 営業関係業務

検針業務の委託が多く事業者で実施されています。

さらに、比較的規模の大きな事業者においては、近年、検針業務に加え、利用申込みの受付や開閉栓、料金収受、利用者からの問い合わせ等の窓口業務を一括して委託し、一層の経費削減とサービス水準の向上に取り組む事例が出てきています。

ウ 水質検査業務

水質基準項目に係る検査は長野県企業局（用水供給、上水道）、長野市、松本市及び上田市の5事業者で自己検査を実施しています。佐久及び上伊那地域では地域内の公営水道事業者が水質検査に関する協議会を設置し、共同して検査を実施しています。

この他の事業者は、厚生労働大臣登録検査機関へ検査を委託しています。

なお、南信州地域の北部5町村では、一つの検査機関へ共同して委託している事例もあります。

表3-3 公営水道事業者の水質検査体制（令和2年度）

地域振興局	公営水道事業者数	水質基準項目の検査体制	備考
佐久	12	共同検査	佐久圏域水道水質協議会
上田	4	自己検査(上田市*1)、他は委託	*1一部の水質基準項目を委託
諏訪	6	それぞれ委託	
上伊那	9	共同検査	上伊那圏域水道水質管理協議会
南信州	14	共同委託(北部5町村*2)、他は委託	*2松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村
木曾	6	それぞれ委託	
松本	9	自己検査(松本市、県企業局*3)、他は委託	*3水質基準項目以外は委託
北アルプス	5	それぞれ委託	
長野	9	自己検査(長野市、県企業局*4)、他は委託	*4水質基準項目以外は委託
北信	6	それぞれ委託	
計	80	自己検査:4事業者 共同検査:21事業者、委託検査:55事業者(うち5事業者で共同委託)	

注1) 長野県企業局は、用水供給は松本、上水道は長野に計上

注2) 高瀬広域水道用水企業団は公営水道事業者数に計上していない。

注3) 毎日検査項目（色、濁り、残留塩素）は、一部を除いて各事業者において自己検査している。

出典) 厚生労働省「令和3年度水道水質関連調査」から集計

エ 施設整備業務

施設整備の基本方針及び基本設計等については、水道コンサルタント等の力を借りながら水道事業者が策定し、建設工事については民間建設業者へ発注しています。現在、全国的にPFI等民間資金を活用した施設整備等の検討が推奨されていますが、本県においてはこれまで実施された事例はありません。

表3-4 業務の委託状況

地域振興局	水道事業者	施設の運転・維持管理					営業業務			
		浄水場 運転監視	電気設備の 保守点検	機械設備の 保守点検	漏水調査	管路保守	窓口業務 (各種手続)	検針業務	料金調停	料金収納・ 集金業務
佐久	小諸市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	小海町				○			○		
	佐久穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	川上村		○	○	○	◎		◎		
	南牧村	○						◎		
	南相木村			○						
	北相木村									
	軽井沢町		○	○	○			○		
	御代田町		○	○	◎					
	立科町							○		
	浅麓水道企業団		○					-	-	-
佐久水道企業団		○	○	○	○		◎			
上田	上田市	○	○	○						
	東御市	○	○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎
	長和町		◎	◎				◎	○	○
	青木村							◎		
諏訪	岡谷市		○	○	◎			◎		
	諏訪市	◎	◎	◎	◎			◎	◎	
	茅野市	◎	◎	◎				◎		
	下諏訪町		○	○				◎	◎	
	富士見町		◎	◎	○			◎		
	原村		○	○	○			○	○	
上伊那	伊那市		○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
	駒ヶ根市		○	○			◎	◎	◎	◎
	辰野町		○	○	◎			◎		
	箕輪町		○					◎		
	飯島町		○					◎		
	南箕輪村							◎		
	中川村		○							
	宮田村		○	○	◎			◎		
	長野県上伊那広域水道用水企業団	○	○	○		○	-	-	-	-
南信州	飯田市	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎
	松川町		○	○						
	高森町	○	○	○	○			◎		
	阿南町				○		○	○		○
	阿智村		◎	○	○			◎		
	平谷村		○	○						
	根羽村				◎			◎		
	下條村	○	○	○	◎			◎		
	売木村		○	○	○			◎		
	天龍村	◎		○	◎	◎		◎		
	泰阜村		○	○				◎		
	喬木村		○					◎		
	豊丘村			○	◎			◎	○	
	大鹿村			○	○			◎		
木曾	上松町		○	○				◎		
	南木曾町									
	木曾町	○	○					◎		
	木祖村		○	○				◎		
	王滝村									
	大桑村		◎	◎				◎	◎	
松本	松本市	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎
	塩尻市		○	○	◎		◎	◎	◎	◎
	安曇野市		○	○	◎		◎	◎	◎	◎
	麻績村		○						○	
	生坂村		○	○	○					
	山形村		◎	◎	◎			◎		
	朝日村		○	○				◎		
	筑北村		○	○	○			◎		
	長野県(用供)	◎	○	○			-	-	-	-
北アルプス	大町市		○	○				◎		○
	池田町		◎	◎	○			◎		
	松川村			○				◎		
	白馬村	○	◎	○				○		
	小谷村				◎			◎	◎	
長野	長野県(末端)	◎	○	○	◎		◎	◎	◎	◎
	長野市	○	○	○	○		◎	◎	◎	◎
	須坂市	◎	○	○				◎		
	千曲市	○	○				◎	◎	◎	◎
	小布施町		○	○				○		
	高山村			○	◎			○	◎	
	信濃町			○				◎		
	飯綱町		○					◎	◎	
	小川村		○					◎		
北信	中野市	○	◎	◎	◎			◎		
	飯山市		○					◎		
	山ノ内町			○				◎		
	木島平村							◎		
	野沢温泉村 栄村							◎		

摘要) ◎：業務のすべてを委託 ○：業務の一部を委託 △：委託に向けて具体的な検討中 空欄：すべて直営
 -：該当業務が無い

注) 高瀬広域水道用水企業団は掲載していない。

出典) 令和2年度水大気環境課調査

4 水源

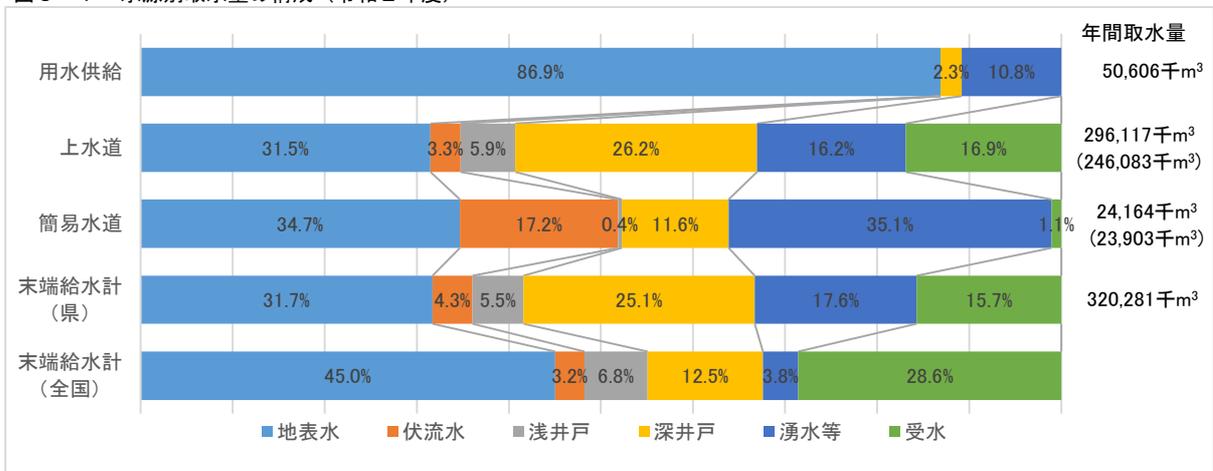
(1) 水源構成

令和2年度の末端給水事業の年間取水量は3億2,028万 m^3 となっています。水源別には、地表水が31.7%と最も多く、深井戸25.1%、湧水等17.6%、用水供給事業からの受水15.7%と続いています。全国値と比べ、地表水や用水供給事業からの受水の割合が低く、井戸や湧水といった地下水が多く活用されています。

用水供給の水源は、長野県上伊那広域水道用水企業団では箕輪ダムの直接取水、長野県企業局は奈良井ダムの開発水を奈良井川から取水しており、表流水が86.9%とほとんどを占めますが、浅麓水道企業団は全国の用水供給事業でも珍しい100%地下水となっています。

地域振興局別には、上田、南信州、木曽、長野では地表水の取水、佐久、諏訪、北アルプス、北信では地下水の取水、上伊那、松本は用水供給事業からの受水が多くなっています。

図3-7 水源別取水量の構成（令和2年度）



注) 上水道及び簡易水道の年間取水量の()は受水量を除いた取水量 出典) 水大気環境課「令和2年度長野県の水道」

表3-5 末端給水事業の水源別取水量の構成（地域振興局別）

地域振興局	地表水		伏流水		浅井戸水		深井戸水		湧水等		浄水受水		合計	
	取水量 (千 m^3)	割合 (%)												
佐久	1,329	3.4	2,305	5.9	1,703	4.4	10,415	26.7	16,643	42.6	6,634	17.0	39,029	100.0
上田	20,031	73.7	104	0.4	32	0.1	3,519	12.9	3,365	12.4	146	0.5	27,197	100.0
諏訪	6,020	14.5	900	2.2	57	0.1	21,462	51.8	13,154	31.8	4	0.0	41,401	100.0
上伊那	5,406	21.8	993	4.0	390	1.6	2,548	10.3	1,657	6.7	13,790	55.6	24,784	100.0
南信州	18,682	87.9	160	0.8	0	0.0	2,151	10.1	261	1.2	0	0.0	21,254	100.0
木曽	4,265	51.7	1,005	12.2	33	0.4	221	2.7	2,731	33.1	0	0.0	8,255	100.0
松本	6,926	12.1	539	0.9	1,411	2.5	15,898	27.7	2,916	5.1	29,721	51.8	57,411	100.0
北アルプス	582	4.3	136	1.0	8	0.1	3,906	28.5	9,052	66.2	0	0.0	13,684	100.0
長野	35,417	48.4	7,533	10.3	12,375	16.9	14,467	19.8	3,420	4.7	0	0.0	73,212	100.0
北信	3,135	22.3	219	1.6	1,668	11.9	5,887	41.9	3,146	22.4	0	0.0	14,055	100.0
全県	101,597	31.7	13,894	4.3	17,677	5.5	80,474	25.1	56,345	17.6	50,295	15.7	320,282	100.0

注) 広域水道事業は事業所在地へ計上

出典) 水大気環境課「令和2年度長野県の水道」

(2) 水源水質

本県の公共用水域の水質は良好な状態にあり、水道事業者は良質な水源を確保しやすい環境にあります。昨今、クリプトスポリジウム等の検出が報告されています。

クリプトスポリジウム及びジアルジアの水道原水からの検出事例はこれまでに42件あり、このうち、消毒のみにより給水している水源の原水からの検出が13件に上ります。また、浄水からの検出事例がクリプトスポリジウムで3件報告されていますが、これまでのところ健康被害等の発生した事例はありません。

さらに、湖沼やため池等又はこれらが流入する河川を水源とする事業者では、夏季に藻類の繁殖が原因とみられる異臭味被害も発生しています。

表3-6 クリプトスポリジウム等の検出状況 (件数)

発生年度	クリプトスポリジウム		ジアルジア		合計	
	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
H12年度	1 (1)	0	0	0	1 (1)	0
H21年度	0	0	1	0	1	0
H22年度	1	0	0	0	1	0
H23年度	4	1 (1)	0	0	4	1 (1)
H24年度	9 (2)	0	2 (1)	0	11 (3)	0
H25年度	5 (1)	0	4 (1)	0	9 (2)	0
H26年度	0	0	1	0	1	0
H27年度	3 (1)	0	0	0	3 (1)	0
H28年度	2 (1)	0	3 (2)	0	5 (3)	0
H30年度	1 (1)	1 (1)	0	0	1 (1)	1 (1)
R元年度	1	0	2	0	3	0
R2年度	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0	2 (2)	1 (1)
合計	28 (8)	3 (3)	14 (5)	0 (0)	42 (13)	3 (3)

注1) 原水の括弧は内数で、消毒のみによる給水の件数

2) 浄水の括弧は原水に対する内数(原水浄水の共に検出)

出典) 水大気環境課集計

【参考】クリプトスポリジウムとジアルジア

クリプトスポリジウムは、人や家畜の消化器に寄生する病原性微生物で、汚染された食物や飲料水を口から摂取すると、腹痛を伴う水様性下痢や発熱を引き起こします。

水道水質管理上の最大の特徴は、塩素耐性が強く塩素消毒では対応が困難であることです。一方、ろ過による除去、紫外線照射による不活化が可能であるため、対策として、水源の切替えや適切なるろ過の実施、そのための施設整備が必要となります。また、熱には弱く、1分程度煮沸すれば感染力がなくなります。

ジアルジアも、クリプトスポリジウムと同様の性質を持つ病原性微生物です。クリプトスポリジウムに比べて塩素耐性が低く、サイズも大きいので、同様の対策で対応が可能です。

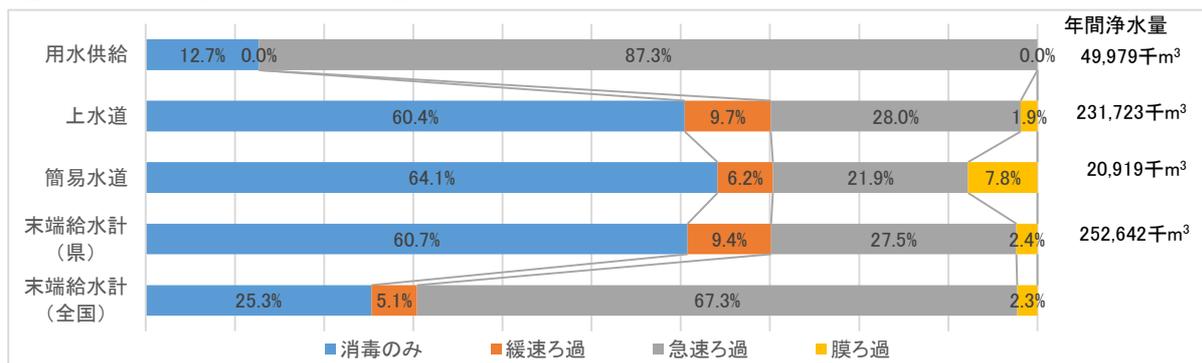
5 浄水方法

令和2年度の末端給水事業の浄水量は2億5,264万m³となっています。浄水方法別には、地下水からの取水が多いため、消毒のみが60.7%を占め、続いて急速ろ過27.5%、緩速ろ過9.4%となっています。このほか、近年、クリプトスポリジウム対策により、膜ろ過や紫外線処理等の導入が進められています。

用水供給事業では、長野県上伊那広域水道用水企業団及び長野県企業局はすべて急速ろ過、浅麓水道企業団は95.6%を消毒のみにより用水供給を実施しています。

地域振興局別には、上田では緩速ろ過、南信州では急速ろ過が多く、その他は消毒のみの占める割合が多くなっています。(表3-7)

図3-8 浄水方法の構成(令和2年度)



注) 紫外線照射は消毒のみに計上

出典) 水大気環境課「令和2年度長野県の水道」

表3-7 末端給水事業の浄水方法別浄水量の構成（地域振興局別）（令和2年度）

地域振興局	消毒のみ		緩速ろ過		急速ろ過		膜ろ過		合計	
	浄水量 (千m ³)	割合 (%)								
佐久	29,687	93.0	760	2.4	1,216	3.8	270	0.8	31,933	100.0
上田	6,971	30.1	12,399	53.6	3,398	14.7	372	1.6	23,140	100.0
諏訪	32,710	86.4	263	0.7	4,876	12.9	31	0.1	37,880	100.0
上伊那	5,300	50.5	761	7.3	2,379	22.7	2,046	19.5	10,486	100.0
南信州	1,771	9.4	4,838	25.6	11,952	63.3	332	1.8	18,893	100.0
木曾	3,140	49.0	402	6.3	1,903	29.7	957	14.9	6,402	100.0
松本	18,175	67.1	760	2.8	7,141	26.4	1,005	3.7	27,081	100.0
北アルプス	12,843	95.6	10	0.1	575	4.3	0	0.0	13,428	100.0
長野	32,229	46.0	3,491	5.0	33,667	48.0	724	1.0	70,111	100.0
北信	10,647	80.1	0	0.0	2,387	18.0	254	1.9	13,288	100.0
合計	153,473	60.7	23,684	9.4	69,494	27.5	5,991	2.4	252,642	100.0

注1) 広域水道事業は事業所在地へ計上

注2) 紫外線照射は消毒のみに計上

注3) 網掛けは最も多い浄水方法を示す

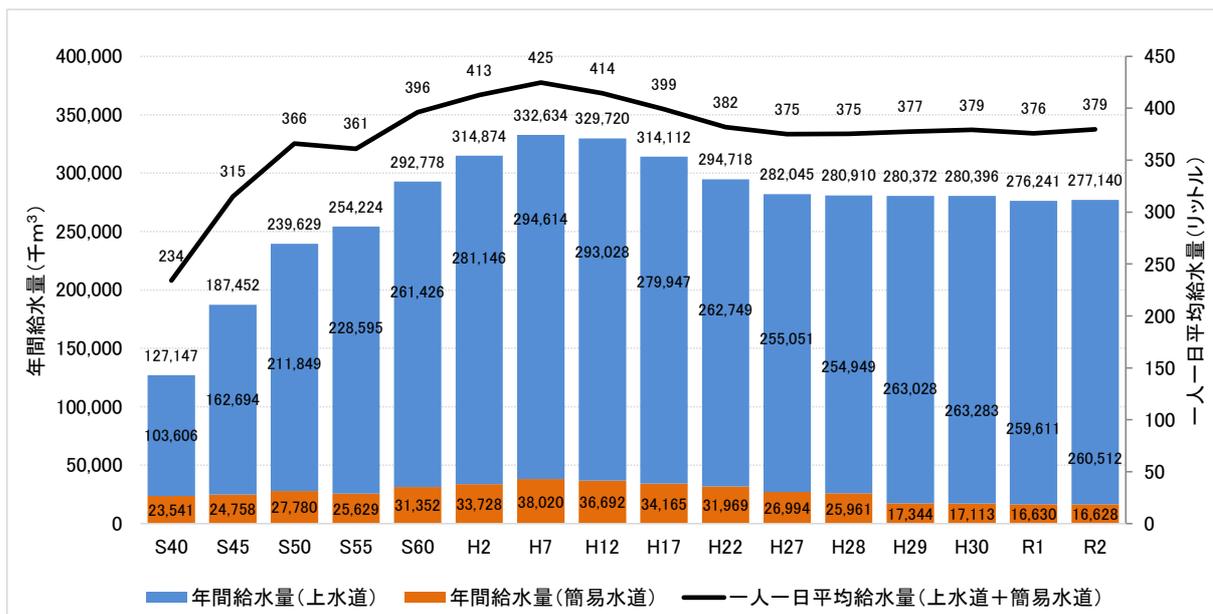
出典) 水大気環境課「令和2年度長野県の水道」

6 給水量

令和2年度の年間給水量は2億7,714万m³、一人一日平均給水量は379リットルとなっています。いずれも、給水人口のピークである平成15年度よりも早い平成9年度にピークを迎え、以後減少を続け、平成27年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

節水意識の向上等による水需要の落ち込みは概ね落ち着いたと思われますが、今後人口減少のほか、景気後退による工場等の大口利用の減少や自己水源への切替え等による水需要の落ち込みが懸念されます。

図3-9 給水量の推移



出典) 水大気環境課「令和2年度長野県の水道」

7 管路

令和2年度末の水道管の総延長は約 23,690km となっています。用水供給及び上水道の総延長約 20,508km のうち約 3,268km (15.9%) が基幹管路(導水管、送水管及び配水本管)となっており、配水支管が管路のほとんどを占めています。簡易水道の総管路延長は約 3,182km となっており、用水供給及び上水道と比べ、導水管及び送水管の占める割合が高くなっています。

管種別には、ダクトイル鋳鉄管が 56.1% と最も多く、続いて硬質塩化ビニル管が 25.2% となっています。事業種別ごとには、用水供給及び上水道ではダクトイル鋳鉄管が多く、簡易水道では硬質塩化ビニル管が多く使用されています。

また、耐久性の低い石綿セメント管が管路全体の約 136km (0.6%) 残存していますが、撤去又は他管種への布設替えが進められており、近年は年 1～5 km ずつ減少しています。

表 3-8 管路の区別延長 (R3.3.31 時点)

		導水管	送水管	配水管			総管路延長	
				配水本管	配水支管	小計	うち基幹管路	
用水供給	延長 (m)	9,837	134,301	-	-	-	144,138	144,138
	割合 (%)	6.8	93.2	-	-	-	100.0	100.0
上水道	延長 (m)	614,945	1,623,704	884,979	17,240,384	18,125,363	20,364,012	3,123,628
	割合 (%)	3.0	8.0	4.3	84.7	89.0	100.0	15.3
小計	延長 (m)	624,782	1,758,005	884,979	17,240,384	18,125,363	20,508,150	3,267,766
	割合 (%)	3.0	8.6	4.3	84.1	88.4	100.0	15.9
簡易水道	延長 (m)	439,344	349,419	-	-	2,393,034	3,181,796	-
	割合 (%)	13.8	11.0	-	-	75.2	100.0	-
合計	延長 (m)	1,064,126	2,107,424	-	-	20,518,397	23,689,946	-
	割合 (%)	4.5	8.9	-	-	86.6	100.0	-

表 3-9 管種別延長 (R3.3.31 時点)

種別	種別	鋳鉄管	ダクトイル鋳鉄管	銅管	石綿セメント管	硬質塩化ビニル管	コンクリート管	鉛管	ホリエレン管	ステンレス管	その他	計
用水供給	延長 (m)	0	90,432	51,220	0	0	0	0	2,486	0	0	144,138
	割合 (%)	0.0	62.7	35.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	100.0
上水道	延長 (m)	259,579	12,455,877	579,111	111,608	4,252,124	8,140	0	2,300,614	38,790	358,169	20,364,012
	割合 (%)	1.3	61.2	2.8	0.5	20.9	0.0	0.0	11.3	0.2	1.8	100.0
簡易水道	延長 (m)	44,009	738,625	146,264	23,050	1,727,780	1,385	0	368,796	-	131,888	3,181,796
	割合 (%)	1.4	23.2	4.6	0.7	54.3	0.0	0.0	11.6	-	4.1	100.0
合計	延長 (m)	303,588	13,284,934	776,595	134,658	5,979,904	9,525	0	2,671,896	38,790	490,057	23,689,946
	割合 (%)	1.3	56.1	3.3	0.6	25.2	0.0	0.0	11.3	0.2	2.1	100.0

注 1) 簡易水道は、ステンレス管の延長を集計していない。

出典) 水大気環境課「令和2年度長野県の水道」

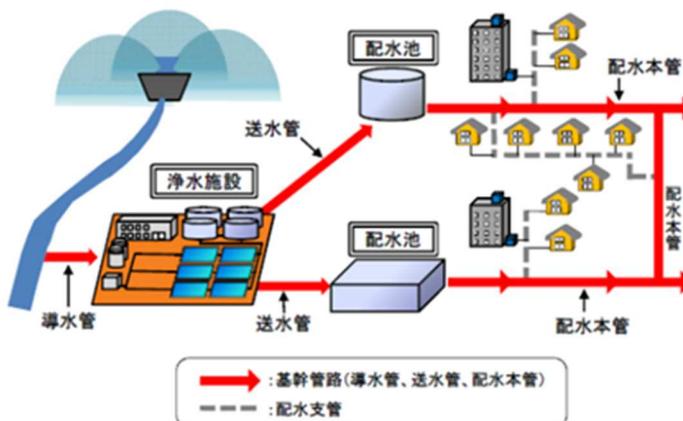
参考) R2.3.31 時点の石綿セメント管の延長 : 136km (総管路延長の 0.6%)

【参考】管路の区分

区分	定義
導水管	水源から浄水施設まで水を導く管
送水管	浄水施設から配水池まで水を送る管
配水管	配水池から下流の管
配水本管	配水管のうち、直接給水装置を分岐しない管
配水支管	配水管のうち、直接給水装置を分岐する管

注 1) 用水供給事業からの受水により、導・送水管を持たない末端給水事業もあります。

注 2) 規模の小さな末端給水事業では、配水本管を持たないものもあります。



出典) 厚生労働省資料

8 施設配置

令和2年度末時点において、用水供給及び上水道は628か所の浄水場を有しており、全国で最も多くなっています。浄水方法別には、消毒のみが495、緩速ろ過31、急速ろ過70、膜ろ過32で、1か所当たりの年間浄水量も全国で43番目に小さくなっています。

配水池についても用水供給及び上水道は2,077池と全国で最も多く、1池当たりの有効容量は416千 m^3 で、全国で44番目に小さくなっています。また、水道メータ密度（配水管1km当たりの水道メータ数）は55.6で、全国平均より約30少なくなっています。地域振興局別では、南信州、木曾といった山間の地域において、数値が低くなっています。

簡易水道ではさらに非効率な値を示しており、本県の地形上、小規模な施設が点在し、給水効率が悪い状況がうかがえます。

表3-10 浄水方法別の浄水場数と1か所当たりの年間浄水量（R3.3.31時点）

	消毒のみ		緩速ろ過		急速ろ過		膜ろ過		計			
	箇所数	1か所当たり年間浄水量 千 m^3	箇所数	1か所当たり年間浄水量 千 m^3	箇所数	1か所当たり年間浄水量 千 m^3	箇所数	1か所当たり年間浄水量 千 m^3	箇所数		1か所当たり年間浄水量	
									箇所	順位	千 m^3	順位
用供・上水(県)	495	296	31	722	70	1,551	32	136	628	1	449	43
簡易水道(県)	261	51	38	34	41	112	25	65	365	-	57	-
用水・上水(全国)	5,019	507	1,241	391	2,214	5,266	552	717	9,026	-	1,671	-

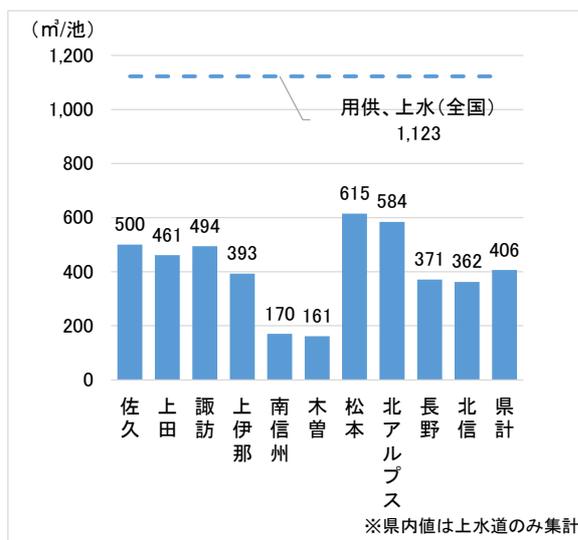
表3-11 配水池数と有効容量（R3.3.31時点）

	配水池有効容量 (千 m^3)	配水池数		1池当たり有効容量	
		箇所	順位	千 m^3	順位
	用供・上水(県)	863,342	2,077	1	416
簡易水道(県)	100,111	767	-	131	-
用水・上水(全国)	39,410,183	35,105	-	1,123	-

表3-12 水道メータ密度（R3.3.31時点）

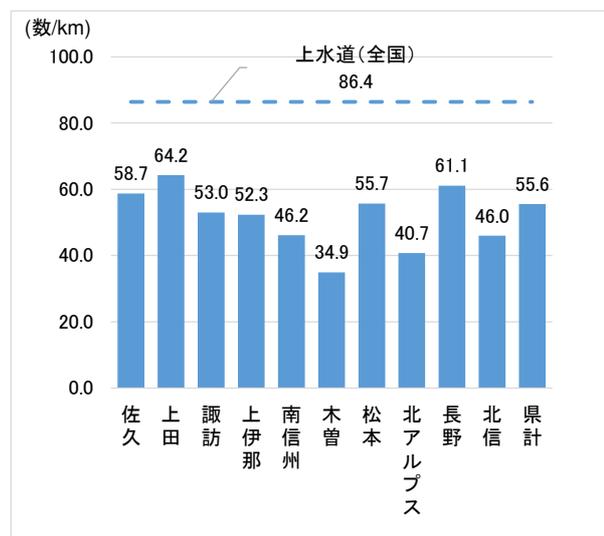
	配水管延長 (m)	メータ数	水道メータ密度	
			数/km	順位
上水道(県)	18,125,363	1,006,954	55.6	31
上水道(全国)	686,306,944	59,283,674	86.4	-

図3-10 配水池1池当たりの有効容量（地域振興局別）



注) 広域水道は主な事業所所在地へ計上

図3-11 水道メータ密度（地域振興局別）



出典) 水大気環境課「令和2年度長野県の水道」

公益社団法人日本水道協会「令和2年度水道統計」から作成

9 水道料金

公営上水道の家庭用 10m³ 当たりの水道料金は平均 1,609 円で、料金帯は 1,400～1,599 円が多くなっています。最高料金と最低料金の差は全県で 3.29 倍となっています。

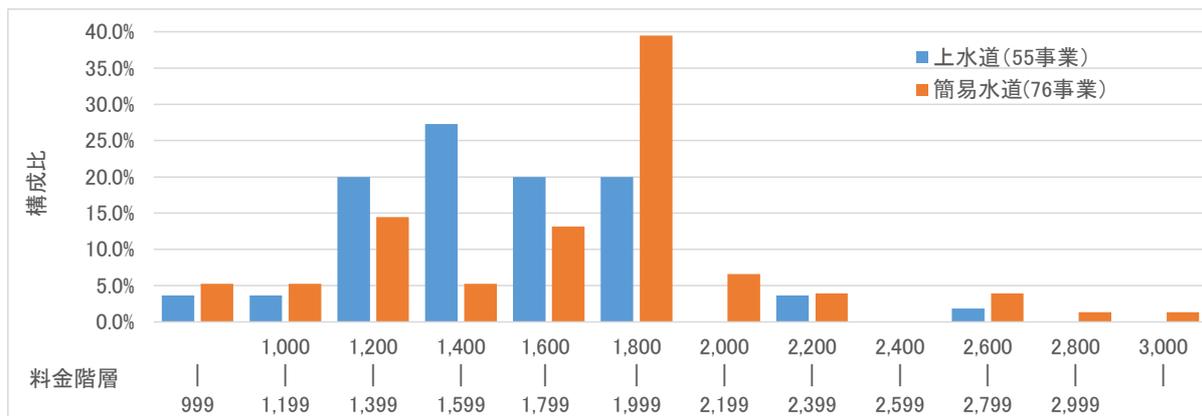
公営簡易水道では平均 1,762 円で、1,800 円～1,999 円の範囲に約 4 割の事業が集まっており、公営上水道よりも高い料金水準とする事業者が多くなっています。また、最高料金と最低料金の差は全県で 4.02 倍と、公営上水道よりも事業間の料金格差が大きくなっています。

表 3-13 公営水道事業の料金 (R3. 3. 31 時点)

地域振興局	上水道				簡易水道			
	平均	最高	最低	最高/最低	平均	最大	最小	最高/最低
佐久	1,473	1,760	1,034	1.70	1,393	1,760	831	2.12
上田	1,451	1,749	1,206	1.45	1,555	1,555	1,555	1.00
諏訪	1,220	1,782	828	2.15	862	862	862	1.00
上伊那	1,944	2,728	1,390	1.96	1,800	2,728	1,390	1.96
南信州	1,724	1,959	1,426	1.37	1,671	2,100	800	2.63
木曾	1,980	1,980	1,980	1.00	1,996	3,212	1,716	1.87
松本	1,634	1,860	1,568	1.19	2,345	2,775	1,880	1.48
北アルプス	1,725	2,200	1,320	1.67	1,930	2,200	1,720	1.28
長野	1,485	1,881	1,375	1.37	2,485	2,970	2,000	1.49
北信	1,684	1,990	1,139	1.75	1,583	2,250	1,139	1.98
全県	1,609	2,728	828	3.29	1,762	3,212	800	4.02
全国	1,564	3,580	374	9.57	1,384	5,940	0	-

注) 広域水道は主な事業所所在地へ計上

図 3-12 公営水道事業の料金の分布 (R3. 3. 31 時点)



出典) 水大気環境課「令和2年度長野県の水道」、
公益社団法人日本水道協会「令和2年度水道統計」、
全国簡易水道協議会「令和2年度簡易水道統計」から作成

【参考】水道料金の体系

料金体系は、基本料金に使用水量に応じた従量料金を加えた2部制とし、さらに従量料金の単価が使用量に応じて徐々に増加する逦増料金制が広く採用されています。

この料金体系は、水道拡張期においてひっ迫する水需要の抑制を念頭に設計されましたが、現在では、一般家庭等の小口利用者の負担軽減といった観点も併せ持つようになりました。

一方、水需要の減少に伴い、以下のような点が指摘されており、水道事業の立地や給水対象、資産状況等に応じた最適な料金体系を検討していくことが重要となっています。

- ① 水道事業は給水量の増減に関わらず要する固定費用が多い装置産業である一方で、料金収入の約7割を使用水量によって変動する従量料金が占めているため、固定費用として回収すべき収入が確保できなくなるおそれがある。
- ② 大口利用者ほど負担が大きく、水道利用者間で不公平感が生じるため、多くの料金を負担している工場等の大口利用者の水道離れにつながるにより、大幅な減収につながるおそれがある。

10 経営状況

(1) 会計制度

用水供給及び公営上水道事業の会計は、地方公営企業法の財務規定が適用され、「公営企業会計」によることとされています。また、これまで財務規程の適用が任意であった公営簡易水道事業においても、令和5年度末までにすべての事業者が適用を求められています。(以下、財務規定の適用を「法適用」と言い、法適用している事業を「法適用事業」、それ以外を「法非適用事業」という。)

令和4年度においては、すべての事業に法適用している事業者が55、上水道と簡易水道の両方を実施しており、法適用と法非適用両方の事業を実施している事業者が6、簡易水道のみを実施し法非適用の事業者が19となっています。

表3-14 公営水道事業者の法適用状況 (R4年度)

地域振興局	事業者名	用水供給	上水道	簡易水道	
佐久	小諸市		○	○	
	小海町		○	○	
	佐久穂町			▲	
	川上村			▲	
	南牧村			▲	
	南相木村			▲	
	北相木村			▲	
	軽井沢町		○		
	御代田町		○		
	立科町		○	○	
	浅籠水道企業団	○			
	佐久水道企業団		○		
	上田	上田市		○	
		東御市		○	
長和町			○		
青木村				○	
諏訪	岡谷市		○		
	諏訪市		○	○	
	茅野市		○		
	下諏訪町		○		
	富士見町		○		
	原 村		○		
上伊那	伊那市		○	○	
	駒ヶ根市		○		
	辰野町		○	○	
	箕輪町		○		
	飯島町	○	○		
	南箕輪村		○		
	中川村			○	
	宮田村		○		
長野県上伊那広域水道用企業団					
南信州	飯田市		○	○	
	松川町		○		
	高森町		○	○	
	阿南町			▲	
	阿智村		○		
	平谷村			▲	
	根羽村			▲	
	下條村			▲	
	売木村			▲	
	天龍村			▲	
	泰阜村			▲	
	喬木村		○		
	豊丘村		○		
	大鹿村			▲	
木曾	上松町			○	
	南木曾町			○	
	木曾町		○	▲	
	木祖村			○	
	王滝村			▲	
	大桑村			▲	

地域振興局	事業者名	用水供給	上水道	簡易水道
松本	松本市		○	
	塩尻市		○	
	安曇野市		○	
	麻績村			▲
	生坂村			▲
	山形村		○	▲
	朝日村			○
	筑北村			▲
	長野県(用供)	○		
	北アルプス	大町市		○
池田町			○	▲
松川村			○	
白馬村			○	
長野	小谷村			○
	長野県(末端)		○	
	長野市		○	
	須坂市		○	○
	千曲市		○	
	小布施町		○	
	高山村		○	
	信濃町		○	
	飯綱町		○	
	小川村			▲
北信	中野市		○	
	飯山市		○	▲
	山ノ内町		○	○
	木島平村		○	▲
	野沢温泉村		○	○
	栄村			○

区 分	事業者数
法適用のみの事業者(①=A+B+C+E)	55
法適用と法非適用両方実施する事業者(②=D)	6
法非適用のみの事業者(③=F)	19
計	80

区分内訳	事業者数
用水供給事業者(=法適用) A	4
上水道のみを実施する事業者(=法適用) B	32
上水道と簡易水道を両方を実施する事業者	17
両方とも法適用 C	11
上水道のみ法適用 D	6
簡易水道のみを実施する事業者	27
法適用 E	8
法非適用 F	19
計	80

【表内摘要】
 ○ : 法適用
 ▲ : 法非適用
 空欄 : 事業なし

注1) 高瀬広域水道企業団は事業未実施のため掲載していない。

注2) 表中▲は、一部の事業を法適用、一部の事業を法非適用の場合も含む。(1事業でも法非適用があれば▲)

出典) 総務省「公営企業会計適用の取組状況」から作成

【参考】官庁会計と公営企業会計

- 官庁会計 …現金主義、単式簿記
 - 年度別の税金等収入をどのように使用したかを明らかにする
 - 施設への投資額を単年度に一括計上する
 - 主に単年度の入出金を見るのに適している
 - 資産の状況が必ずしも明らかとならない
- 公営企業会計…発生主義、複式簿記
 - 事業の損益を明らかにするとともに、貸借対照表やキャッシュフロー計算書等の財務諸表の作成を要する
 - 施設への投資額を後年度にわたって分割費用化する（減価償却）
 - 主に継続的な事業の状況を見るのに適している
 - 資産状況が明らかとなる

【参考】水道事業会計

水道事業会計は、原水の取水、浄水、給配水に要する経費や、そのための施設の維持管理に係る収益的収支と、施設の建設改良に係る資本的収支に分かれます。

法適用事業と法非適用事業の会計処理上の大きな違いは、法適用事業では貸借対照表の作成が義務付けられている点にあります。水道施設を新たに整備した場合、貸借対照表に資産として計上され、減価償却費を収益的収支に算入することにより、大規模な支出を施設の供用期間にわたって分割するとともに、内部留保として蓄積することとなります。

一方、法非適用事業では減価償却の概念はなく、水道施設を新たに整備した場合には、投資額を単年度で計上するため、投資が必要となる場合は収益的収支の利益や前年度からの繰越金等を活用することとなります。

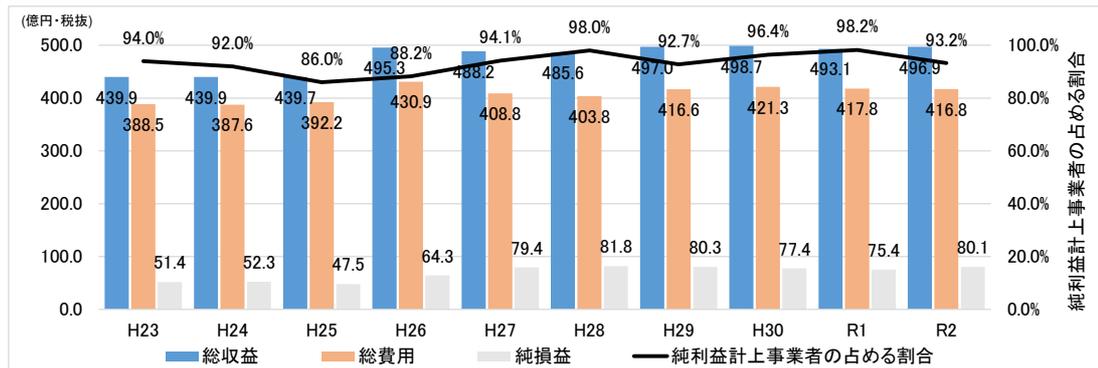
(2) 収支概況

ア 法適用事業

令和2年度の法適用事業の収支は、県全体で496.9億円の総収益に対し、総費用は416.8億円で、80.1億円の黒字となっています。59事業中93.2%に当たる55事業では純利益を計上していますが、4事業で純損失を計上しています。

地方公営企業会計基準の見直しに伴い、平成26年度は収支ともに増加しましたが、その後は収支ともにほぼ横ばい傾向にあります。

図3-13 法適用事業の収支の推移

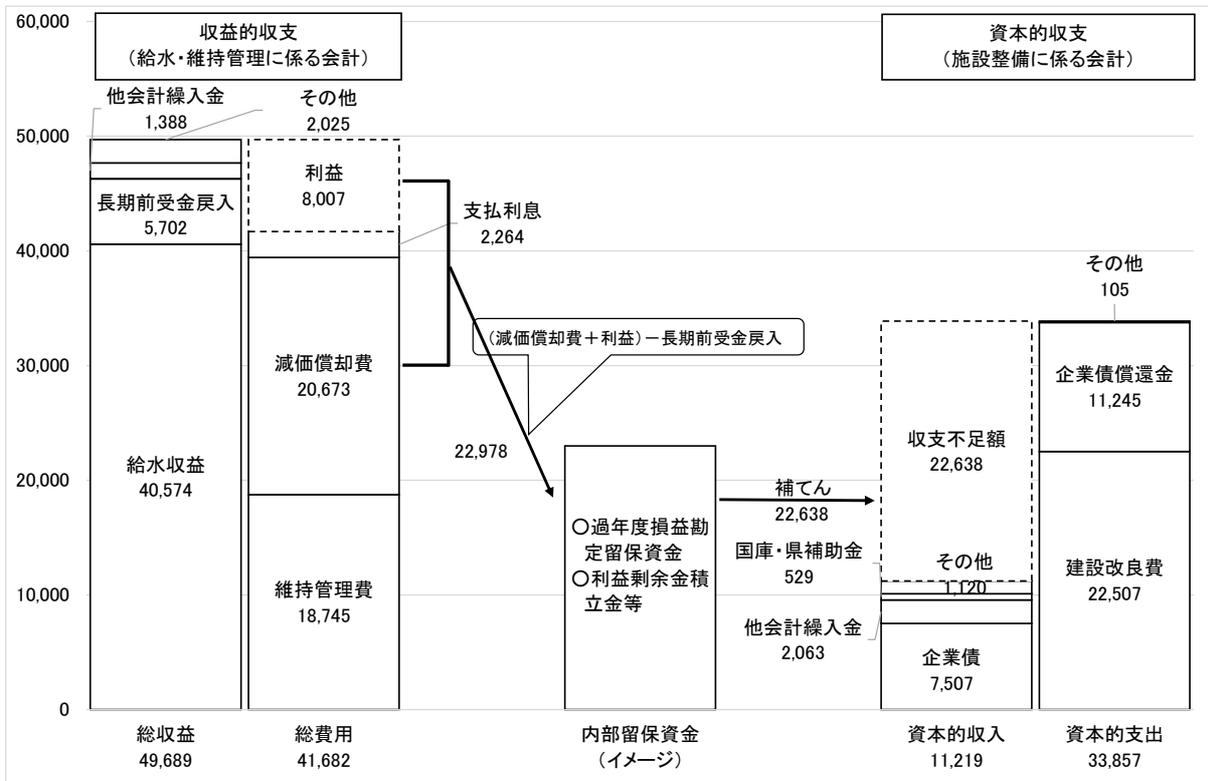


注) 事業未実施の事業は集計から除外

出典) 総務省自治財政局「地方公営企業年鑑」各年度データから作成

図3-14 公営企業会計の収支イメージと令和2年度の決算概況

単位: 百万円・税抜



注) 図表内数値は、県内の法適用事業の令和2年度の決算数値(高瀬広域水道企業団を含む。)を足し上げたもの。

出典) 総務省自治財政局「令和2年度地方公営企業年鑑」から作成

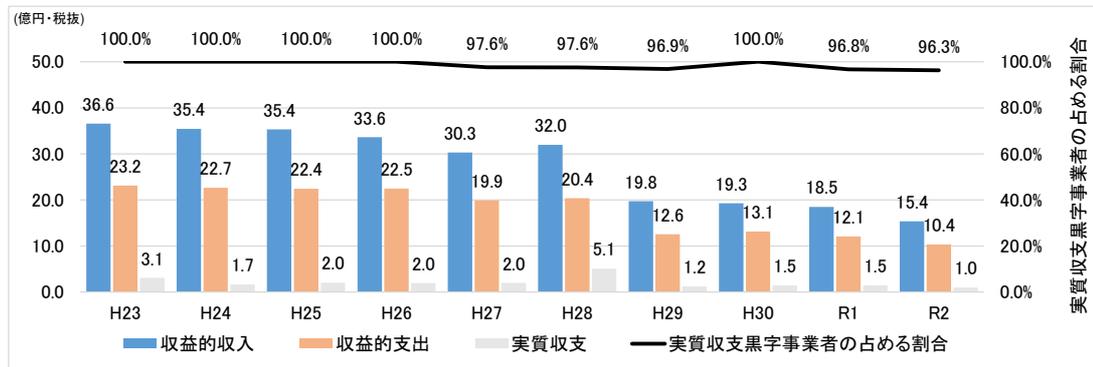
イ 法非適用事業

令和2年度の法非適用事業の収益的収支は県全体で15.4億円の総収益に対し、総費用は約10.4億円となっています。

総収益、総費用、前年度からの繰越金等を加味した実質収支は約1.0億円となっており、実質収支赤字を計上している事業者が1事業者ありました。会計制度の違いから法適用事業とは一概に比較できませんが、収益的収入では約3億円(20.4%)、資本的収入では約7億円を一般会計から繰り入れています。

簡易水道の上水道への統合等により法非適用事業数が減少しているため、収支は年々小さくなっています。

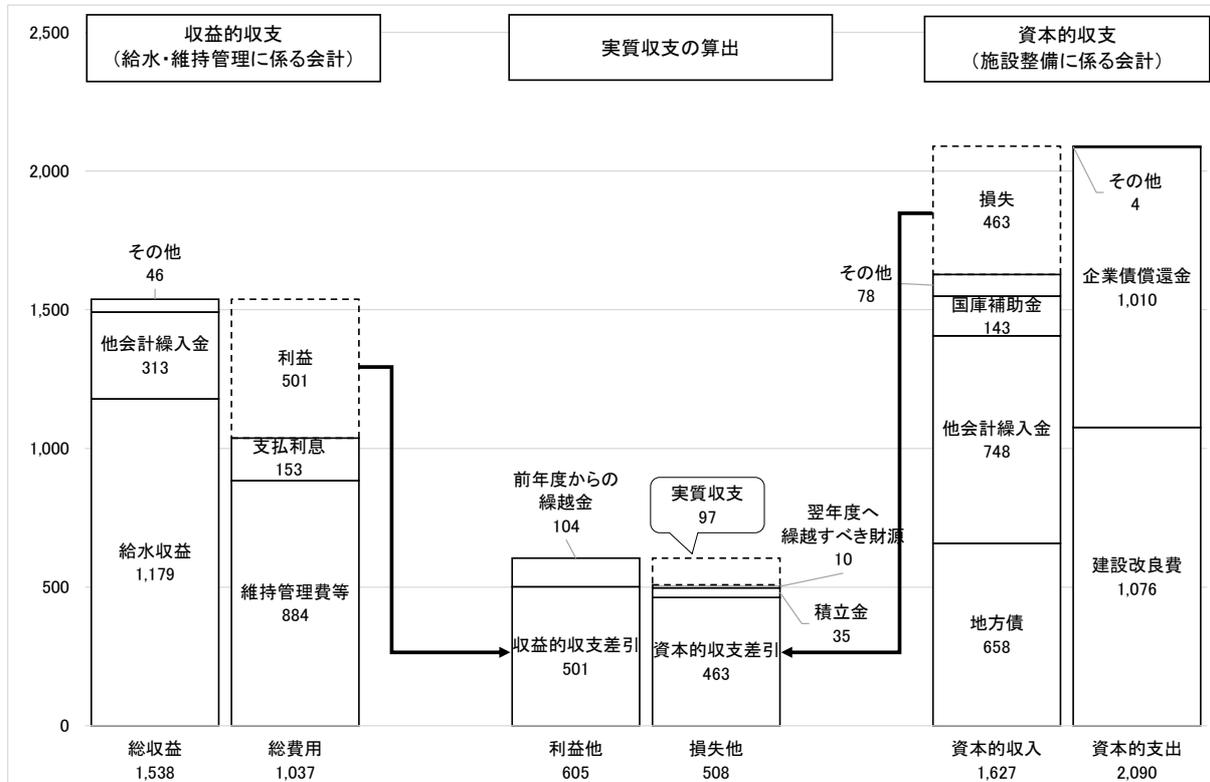
図3-15 法非適用事業の収支の推移



出典) 総務省自治財政局「簡易水道事業年鑑」各年度データから作成

図3-16 官庁会計の収支イメージと令和2年度の決算概況

単位: 百万円・税抜



出典) 総務省自治財政局「令和2年度簡易水道事業年鑑」から作成

(3) 給水収益

水道事業は原則として独立採算によるものとされており、給水に要する経費は事業収入で賄うことが求められます。事業の収入のうち、法適用事業で81.7%、法非適用事業で76.7%が給水収益となっており（図3-14及び図3-16）、その確保が重要となります。

令和2年度の給水収益は、用水供給及び公営末端給水事業合わせて417.5億円となっています。給水収益は水需要の低下に伴い減少を続けており、平成23年度から令和2年度にかけて全体で約16.4億円減少（平成23年度比△3.5%）しています。

図3-17 給水収益の推移



出典) 総務省自治財政局「地方公営企業年鑑及び簡易水道事業年鑑」各年度データから作成

(4) 費用構成

令和2年度の法適用事業における費用の構成は、減価償却費や建設改良のための企業債償還に係る支払利息といった資本費が総費用の55.0%を占めており、水道施設の維持に係る経費が大きく、いわゆる装置産業としての特徴が表れています。（図3-14）

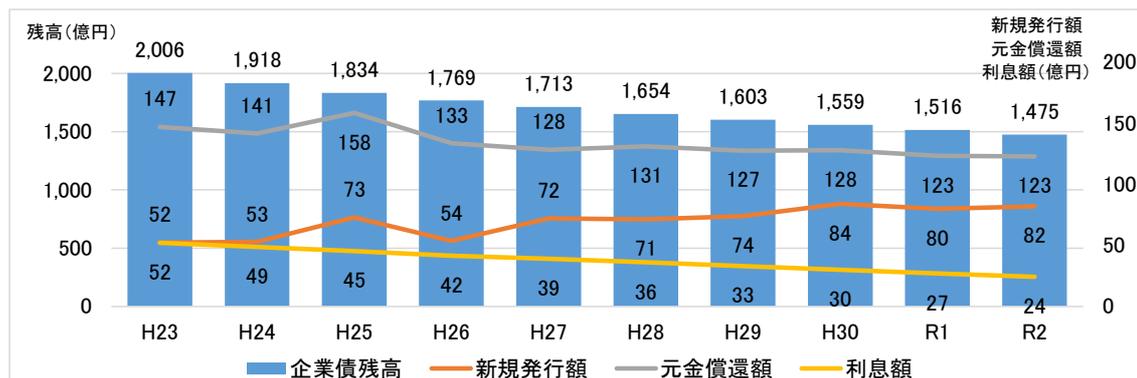
法非適用事業においては、会計制度の違いから単純な比較はできませんが、総費用に減価償却費相当額として企業債元金償還金を加えて算出した場合、資本費相当額が56.8%を占め、法適用事業よりさらに資本費負担が大きくなっています。（図3-16）

このため、安定的な事業経営のためには、給水に要する経費のみならず、施設規模や給水の効率性の改善による費用の削減が必要となります。

(5) 企業債

公営水道事業に係る企業債残高は、令和2年度末時点で1,475億円となっています。水道の普及のための施設整備が一段落し、新規発行額、残高、元金償還額いずれも減少傾向にあります。

図3-18 公営水道事業の企業債の残高、新規発行額、元金償還金の推移



出典) 総務省自治財政局「地方公営企業年鑑」及び市町村課ホームページ「市町村財政概要」各年度データから作成

11 水道事業ビジョン

水道事業者は、事業環境の変化を踏まえ、長期的な視点からその事業のあるべき姿を描き、それに向けた実現方策をまとめた事業のマスタープランともいえる「水道事業ビジョン」を策定することとされています。

用水供給及び公営上水道事業者 54 のうち、水道事業ビジョンを策定している水道事業者は 42 で、3 事業者において策定予定ありとなっています。また、「策定予定なし」の主な理由としては、費用や人員の不足が挙げられています。

なお、簡易水道のみの事業者では水道事業ビジョンは策定されていません。

表 3-15 用水供給及び公営上水道の水道事業ビジョンの策定状況 (R4. 3. 31 時点)

地域 振興局	事業者数	策定済み		未策定		予定なしの理由(抜粋)
		事業者数	策定率(%)	予定あり	予定なし	
佐久	7	7	100.0	0	0	・策定する人員や、委託に要する費用の確保が困難 ・老朽化施設の更新が切迫しており、中長期的な視野に立った計画に至っていない ・毎年1年間の整備計画を検討立案している ・施設整備は完了しており、改めて策定する予定はない
上田	3	2	66.7	0	1	
諏訪	6	4	66.7	1	1	
上伊那	9	7	77.8	2	0	
南信州	6	3	50.0	0	3	
木曽	1	0	0.0	0	1	
松本	5	5	100.0	0	0	
北アルプス	4	3	75.0	0	1	
長野	8	7	87.5	0	1	
北信	5	4	80.0	0	1	
県計	54	42	77.8	3	9	

出典) 厚生労働省「令和3年度水道事業運営状況調査」から作成

12 貯水槽水道の衛生対策

ビル、マンション等では、水道事業者から供給される水を受水槽に受けたのち、各戸へ給水する給水システムが取られる場合があります。水道法ではこのような水道を「貯水槽水道」と定義し、受水槽の有効容量が 10m³ を超えるものを「簡易専用水道」と規定し、設置者に対して管理基準や定期検査の受検を義務付けています。

本県の町村部では、県が、水道法による規制に加え、「小規模水道維持管理指導要綱」を定め、設置者に対して設置の届出を求めています。また、水道法による規制の対象とならない受水槽の有効容量が 10m³ 以

下の施設についても「準簡易専用水道」として位置付け、設置の届出及び簡易専用水道に準じた管理基準を定め、実態の把握と適正な衛生管理指導を実施しています。

市部では、ほとんどの市が、おおむね県と同様の要綱を定めて衛生管理指導を実施していますが、特段要綱等を設けずに助言等を行っている市もあります。

表 3-16 貯水槽水道の衛生管理に関する制度 (R3. 3. 31 時点)

地局	指導監督主体	条例・要綱等名称	施行日
県(町村部)		小規模水道維持管理指導要綱	昭和61年11月1日
佐久	小諸市 佐久市	小諸市小規模水道維持管理指導要綱 佐久市小規模水道維持管理指導要綱	平成25年4月1日 平成25年4月1日
上田	上田市 東御市	上田市小規模水道維持管理指導要綱 東御市小規模水道維持管理指導要綱	平成25年4月1日 平成25年4月1日
諏訪	岡谷市 諏訪市 茅野市	岡谷市小規模水道維持管理指導要綱 諏訪市小規模水道維持管理指導要綱 茅野市小規模水道維持管理指導要綱	平成25年4月1日 平成25年4月1日 平成25年4月1日
上伊那	伊那市 駒ヶ根市	伊那市小規模水道維持管理指導要綱 -	平成26年10月20日 -
南信州	飯田市	飯田市小規模水道維持管理指導要綱	平成29年4月1日
松本	松本市 塩尻市 安曇野市	松本市小規模水道維持管理指導要綱 塩尻市小規模水道維持管理指導要綱 安曇野市小規模水道維持管理指導要綱	平成25年4月1日 平成25年4月1日 平成25年4月1日
北アルプス	大町市	大町市小規模水道維持管理指導要綱	平成25年3月5日
長野	長野市 須坂市 千曲市	長野市小規模水道維持管理指導要綱 須坂市小規模水道維持管理指導要綱 千曲市小規模水道維持管理指導要綱	平成11年4月1日 平成26年3月28日 平成25年4月1日
北信	中野市 飯山市	中野市小規模水道の管理等に関する要綱 飯山市小規模水道の管理等に関する要綱	平成25年4月1日 平成26年4月1日

表 3-17 貯水槽水道の区分と規制範囲 (町村部)

区分	簡易専用水道 有効容量V>10m ³			準簡易専用水道 有効容量V≤10m ³		
	管理基準	定期検査 の受検	設置届出	管理基準	定期検査 の受検	設置届出
水道法	○	○	-	-	-	-
小規模水道維持管理指導要綱	-	-	○	○	-	○

出典) 厚生労働省「令和3年度水道水質関連調査」から作成

13 未普及地域の衛生対策

(1) 小規模水道施設

本県では、給水人口が小さく水道法の適用を受けない水道施設が 225 施設（公設 51、民設 174）存在し、ここから総人口の約 0.3%に当たる 5,089 人が給水を受けています。地域振興局別には、木曽、北アルプス、北信で普及率が多くなっています。

本県では、小規模水道施設に対し、前掲の「小規模水道維持管理指導要綱」（表 3-16）により、給水人口が概ね 50 人以上 100 人以下のものを「飲料水供給施設」、概ね 20 人以上 49 人以下のものを「簡易給水施設」として定義し、設置の届出、施設管理基準、水質検査の実施等を定め、指導監督を実施しています。

表 3-18 地域振興局別小規模水道施設の設置及び給水人口（R3.3.31 時点）

地域振興局		佐久			上田			諏訪			上伊那			南信州		
行政区内人口		203,726			191,050			190,406			178,331			152,775		
設置主体区分		公	民	計	公	民	計	公	民	計	公	民	計	公	民	計
飲料水供給施設	施設数	5	10	15	1	1	2	0	2	2	6	2	8	0	5	5
	現在給水人口	104	353	457	20	8	28	0	74	74	300	85	385	0	0	0
簡易給水施設	施設数	5	6	11	0	0	0	0	3	3	4	3	7	7	7	14
	現在給水人口	58	116	174	0	0	0	0	36	36	45	73	118	84	106	190
計	施設数	10	16	26	1	1	2	0	5	5	10	5	15	7	12	19
	現在給水人口	162	469	631	20	8	28	0	110	110	345	158	503	84	106	190
	普及率	0.1	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1

地域振興局		木曽			松本			北アルプス			長野			北信			県計		
行政区内人口		24,948			419,338			55,666			524,796			81,186			2,022,222		
設置主体区分		公	民	計	公	民	計	公	民	計	公	民	計	公	民	計	公	民	計
飲料水供給施設	施設数	1	5	6	1	11	12	1	6	7	1	23	24	1	16	17	17	81	98
	現在給水人口	39	174	213	14	331	345	3	41	44	0	1,080	1,080	20	452	472	500	2,598	3,098
簡易給水施設	施設数	16	17	33	0	1	1	2	17	19	0	27	27	0	12	12	34	93	127
	現在給水人口	230	233	463	0	21	21	0	308	308	0	544	544	0	137	137	417	1,574	1,991
計	施設数	17	22	39	1	12	13	3	23	26	1	50	51	1	28	29	51	174	225
	現在給水人口	269	407	676	14	352	366	3	349	352	0	1,624	1,624	20	589	609	917	4,172	5,089
	普及率	1.1	1.6	2.7	0.0	0.1	0.1	0.0	0.6	0.6	0.0	0.3	0.3	0.0	0.7	0.8	0.0	0.2	0.3

出典）水大気環境課「令和 2 年度長野県の水道」

(2) 飲用井戸

上水道、簡易水道及び小規模水道施設から給水を受けていない地域の人口は約 1.5 万人（県人口の約 0.7%）と推定されます。このような地域では、井戸水や近隣の沢水等を自ら確保し、飲用水や生活用水として用いています。また、水道事業の給水区域にあっても、水道に加入せず、又は水道と併用して井戸が利用されています。

小規模水道よりもさらに小規模な水道施設や飲用に用いるための井戸（旅館業法等他法により規制される場合を除く。）に対しては、市部に所在するものは市が、町村部に所在するものは県が、それぞれ「飲用井戸等衛生対策要領」を定め、施設の適正管理や消毒の奨励を行っています。

表 3-19 飲用井戸の衛生対策に関する制度（R3.3.31 時点）

地局	指導監督主体	条例・要綱等名称	施行日
県(町村部)		飲用井戸等衛生対策要領	平成4年12月21日
佐久	小諸市	小諸市飲用井戸衛生対策要領	平成25年3月21日
	佐久市	佐久市飲用井戸等衛生対策要綱	平成25年4月1日
上田	上田市	上田市飲用井戸等衛生対策要綱	平成25年3月27日
	東御市	—	
諏訪	岡谷市	岡谷市飲用井戸等衛生対策要領	平成25年4月1日
	諏訪市	諏訪市飲用井戸等衛生対策要綱	平成25年4月1日
	茅野市	飲用井戸衛生対策要領	平成25年4月1日
上伊那	伊那市	伊那市飲用井戸等衛生対策要綱	平成25年3月29日
	駒ヶ根市	—	
南信州	飯田市	飯田市飲用井戸等衛生対策要綱	平成29年4月1日
	松本市	松本市飲用井戸等衛生対策要領	平成25年4月1日
松本	塩尻市	塩尻市飲用井戸等衛生対策要綱	平成25年4月1日
	安曇野市	安曇野市飲用井戸等衛生対策要領	平成25年4月1日
	北アルプス	大町市	大町市飲用井戸等衛生対策要領
長野	長野市	長野市飲用井戸等衛生対策指導要綱	平成16年4月1日
	須坂市	—	
	千曲市	千曲市飲用井戸等衛生対策指導要綱	平成25年4月1日
北信	中野市	—	
	飯山市	飯山市飲用井戸等衛生対策要綱	平成29年4月1日

出典）厚生労働省「令和 3 年度水道水質関連調査」から作成